

第28回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2019年6月19日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

東京都目黒区三田一丁目4番1号
ウェスティンホテル東京
地下2階「ギャラクシールーム」

昨年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止め
させていただいております。何卒ご理解くださいます
ようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付
株式付与に伴う報酬枠の設定
および役員報酬改定の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配やご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

第28期（2018年4月1日～2019年3月31日）の定時株主総会を2019年6月19日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第28期のティーガイアグループの現況等および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年6月

代表取締役社長

金 治 伸 隆



企業理念



TGビジョン ～わたしたちの目指す姿～

- 新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します。

TGミッション ～わたしたちの使命～

- 社員とその家族を大切にし、働く喜びを実感できる企業であり続けます。
- ビジネスパートナー・地域社会・株主と強い信頼関係を築き、ともに発展し続けます。
- リーディングカンパニーとして、変化を先取りし、新たなビジネスに挑戦し続けます。

TGアクション ～わたしたちの行動指針～

- 「ありがとう」を超えるサービスを追求します。
- 情熱とスピード感を持ち、積極果敢に挑戦します。
- コミュニケーションを大切にし、風通しの良い職場をつくります。
- 多様性を尊重し、最高のチームワークを実現します。
- プロフェッショナルとして日々の自己研鑽に努めます。
- いかなるときも高い倫理観に基づき誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

目 次

■ 第28回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	4
■ (ご参考) 取締役・監査役の選任基準および独立性の基準	20
■ 事業報告	22
■ 連結計算書類	44
■ 計算書類	47
■ 監査報告	50
■ (ご参考) コーポレートガバナンスに関する取組の概要	54

・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

・監査役および会計監査人は上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。

・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト上に修正後の事項を掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.t-gaia.co.jp/>

株 主 各 位

(証券コード 3738)

2019年6月3日

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

株式会社ティーガイア

代表取締役社長 金 治 伸 隆

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます（2～3ページご参照）ので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2019年6月18日（火曜日）の午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）				
2 場 所	東京都目黒区三田一丁目4番1号 ウェスティンホテル東京 地下2階「ギャラクシールーム」 (最終ページの会場ご案内図をご参照ください。)				
3 会議の目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式付与に伴う 報酬枠の設定および役員報酬改定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式付与に伴う 報酬枠の設定および役員報酬改定の件
報告事項	1. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式付与に伴う 報酬枠の設定および役員報酬改定の件				

以 上

・ 昨年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
ウェスティンホテル東京 地下2階「ギャラクシールーム」

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月18日（火曜日）午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

行使期限 2019年6月18日（火曜日）午後5時45分まで

〈機関投資家の皆様へ〉

（株）ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

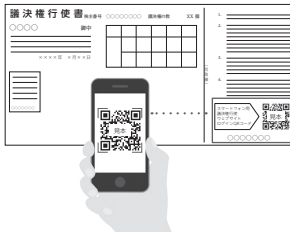
- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

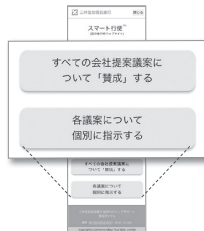
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
(QRコードは株主様ごとに異なります。)



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ

- 1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

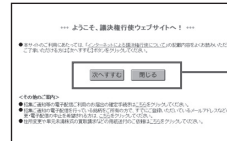
☎ 0120 (652) 031

受付時間 9:00～21:00

パソコンの場合

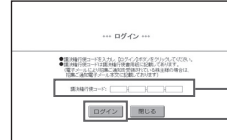
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と考えており、連結配当性向30%以上を目標として、当期の業績および将来の事業展開等を勘案して行うこととしております。

なお、当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金38円50銭

配当総額2,145,534,622円

なお、当期は1株につき金36円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金額は、前期に比べ1株につき金20円増配の金75円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月20日

1. 変更の理由

- (1) 当社所有の倉庫施設を活用した貨物利用運送事業や、当社または傘下代理店の携帯電話ショップの店舗施設を活用した太陽光発電事業等の更なる拡大、また、当社携帯電話ショップスタッフを活用した教育事業など、当社の持つ強みを活かした新規事業の展開および今後の業務範囲の拡大に備えるため、第2条にこれらの事業目的を追加等するものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）施行後、商業登記の審査基準が緩和されていることも考慮し、今後の機動的な新規事業の展開に備えるため、第2条に包括的な事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～(9) (条文省略) (10) 旅行業、旅行者代理業、旅館業、並びに観光・レジャー、スポーツ、医療、<u>教育</u>の各施設及び飲食店の経営 (11)～(14) (条文省略) (15) 倉庫業、<u>運送取扱業</u>及びそれらの代理業 (16)～(20) (条文省略) (21) 電力の販売業およびそれらの代理店業 (22) ガスの販売業およびそれらの代理店業 (23) (条文省略) (新 設) (<u>24</u>) 前各号に係るコンサルタント業 (<u>25</u>) 前各号に付帯する一切の事業 (新 設)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～(9) (現行どおり) (10) 旅行業、旅行者代理業、旅館業、並びに観光・レジャー、スポーツ、医療の各施設及び飲食店の経営 (11)～(14) (現行どおり) (15) 倉庫業、<u>貨物利用運送事業</u>、<u>陸上運送業</u>、<u>海上運送業</u>、<u>航空運送業</u>及びそれらの代理業 (16)～(20) (現行どおり) (21) <u>発電事業</u>、電力の販売業<u>及び</u>それらの代理店業 (22) ガスの販売業<u>及び</u>それらの代理店業 (23) (現行どおり) (<u>24</u>) <u>教育事業</u> (<u>25</u>) 前各号に係るコンサルタント業 (<u>26</u>) 前各号に付帯する一切の事業 (<u>27</u>) 前各号に掲げる以外の事業

取締役8名選任の件

2018年6月20日開催の第27回定時株主総会において選任いただいた取締役9名のうち、1名は2018年11月30日をもって辞任し、その他の8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化を図るため1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席回数	取締役在任年数
1	かな じ のぶ たか 金 治 伸 隆 (59歳) 重任	代表取締役社長執行役員社長	14/14回	6年
2	た だ そういちろう 多 田 総一郎 (62歳) 重任	取締役副社長執行役員 CFO 主計・財務・精算、IT、 リスク管理、物流担当	14/14回	4年
3	こん だ つよし 近 田 剛 (56歳) 重任	取締役副社長執行役員 (株)クオカード代表取締役社長	14/14回	4年
4	みや した まさ ひろ 宮 下 真 弘 (59歳) 重任	取締役	11/11回	1年
5	かわ せ こう いち 川 瀬 浩 一 (48歳) 新任	—	—	—
6	あさ ば としや 浅 羽 登志也 (57歳) 重任 社外 独立	社外取締役	14/14回	3年
7	で ぐち きょう こ 出 口 恭 子 (53歳) 重任 社外 独立 女性	社外取締役	14/14回	3年
8	かま た じゅん いち 鎌 田 淳 一 (65歳) 重任 社外 独立	社外取締役	11/11回	1年

(注) 1. 各氏の年齢は、本総会開催日現在のものです。

2. 宮下真弘氏および鎌田淳一氏は、2018年6月20日（第27回定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の重任取締役候補者と異なっております。

候補者番号

1

かな じ
金 治

のぶ たか
伸 隆

(1960年3月18日生) 59歳

重 任

■所有する当社株式数

3,500株

■2018年度取締役会出席回数

14/14回(100%)

■取締役在任年数

6年(本総会最終時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	住友商事㈱入社
1988年 6 月	同社サウジアラビア駐在
2001年 8 月	米国住友商事会社（ニューヨーク）
2005年 4 月	Presidio STX, LLC（米国）社長
2007年10月	住友商事㈱ネットビジネス事業部長
2008年10月	同社モバイル＆インターネット事業部長
2013年 6 月	当社社外取締役
2014年 4 月	当社取締役副社長執行役員管理第一本部長
2015年 4 月	当社取締役副社長執行役員コーポレート戦略本部長
2016年 4 月	当社取締役副社長執行役員スマートライフ事業本部長兼ソリューション事業本部およびネットワーク事業本部分掌
2017年 4 月	当社代表取締役社長執行役員社長（現任）
2017年12月	㈱クオカード取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって情報通信分野に携わり、2013年以降、当社の取締役として各営業部門からコーポレート部門に至るまで当社のさまざまな部門を統括し、2017年4月からは、当社の業務執行の最高責任者である執行役員社長としてリーダーシップを発揮しています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

た だ そ う い ち ろ う
多田 総一郎 (1957年2月3日生) 62歳

重 任

■所有する当社株式数

800株

■2018年度取締役会出席回数

14/14回(100%)

■取締役在任年数

4年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 4 月	住友商事㈱入社
1992年 7 月	香港住友商事会社
2008年 6 月	住友商事㈱輸送機建機・インフラ経理部長
2009年11月	同社インフラ・金融物流経理部長
2011年 4 月	同社新産業・インフラ経理部長
2013年 4 月	同社環境・インフラ経理部長
2014年 6 月	当社常務執行役員管理第二本部長
2015年 4 月	当社専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長
2015年 6 月	当社取締役専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長
2016年 4 月	当社取締役副社長執行役員コーポレート財務本部長
2017年12月	当社取締役副社長執行役員コーポレート財務本部長兼コーポレート戦略本部長
2017年12月	㈱クオカード監査役（現任）
2018年 4 月	当社取締役副社長執行役員CFO主計・財務・精算、IT、リスク管理、物流担当（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって多岐にわたる事業分野において経理、財務、リスク管理等を中心としたコーポレート部門を統括し、2015年以降、当社の取締役として当社の重要な業務執行の意思決定に深く携わり、2018年からは、CFOとして財務・会計分野においてその手腕を発揮しています。これらによって培った財務会計分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

こんだ
近田

つよし
剛

(1963年3月13日生) 56歳

重 任

■所有する当社株式数

1,000株

■2018年度取締役会出席回数

14/14回(100%)

■取締役在任年数

4年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月	住友商事㈱入社
1992年 7 月	上海住友商事（中国）機電部長
2003年10月	Sumitomo Corporation Equity Asia Limited（香港）社長
2010年 4 月	住友商事㈱新事業投資部長
2013年 4 月	同社投資開発部長
2014年 8 月	同社投資開発部長兼通信事業部長
2015年 4 月	同社総合モバイル事業部長
2015年 6 月	当社社外取締役
2016年 4 月	当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼中国事業推進部長
2017年 4 月	当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼業務改革推進部長
2017年12月	当社取締役専務執行役員（㈱フオカード代表取締役社長）
2019年 4 月	当社取締役副社長執行役員（㈱フオカード代表取締役社長）（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって情報通信産業分野の事業開発や、新規事業に対する投資開発に関与し、2015年以降、当社の取締役として当社の重要な業務執行の意思決定に深く携わり、2017年からは、㈱フオカード代表取締役社長としてその手腕を発揮しています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

みや した
宮下

まさ ひろ
真弘

(1960年3月1日生) 59歳

重 任

■所有する当社株式数
一株

■2018年度取締役会出席回数
(2018年6月20日就任以降の回数)
11/11回(100%)

■取締役在任年数
1年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	住友商事㈱入社
1985年 8 月	同社モスクワ駐在
2013年 4 月	同社インフラ・プラントプロジェクト部長
2014年 6 月	同社通信事業部長
2014年 8 月	同社ミャンマー通信事業プロジェクト部長
2016年10月	同社モバイルソリューション事業第二部長
2018年 4 月	同社モバイル事業本部長
2018年 6 月	当社取締役（ 現任 ）
2018年10月	住友商事㈱スマートプラットフォーム事業本部長（ 現任 ）

■取締役候補者とした理由

同氏は、住友商事㈱において、通信事業部長、ミャンマー通信事業プロジェクト部長、モバイルソリューション事業第二部長等を経て、現在はスマートプラットフォーム事業本部長を務めています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

かわせ
川瀬

こうい
浩一

(1970年8月2日生) 48歳

新任

■所有する当社株式数

一株

■2018年度取締役会出席回数

－/－回

■取締役在任年数

一年

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年4月 住友商事㈱入社
2001年12月 同社クアラルンプール駐在
2005年3月 MOBICOM CORPORATION LLC（モンゴル） Director
2012年5月 MOBICOM CORPORATION LLC（モンゴル） Chief Strategy Officer
2014年8月 KDDI SUMMIT GLOBAL MYANMAR CO.,LTD. Chief Commercial Officer
2018年11月 住友商事㈱スマートサービス事業部長（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、住友商事㈱において、MOBICOM CORPORATION LLC（モンゴル） Director、同Chief Strategy Officer、KDDI SUMMIT GLOBAL MYANMAR CO.,LTD. Chief Commercial Officer等を経て、現在はスマートサービス事業部長を務めています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

6

あさ ば と し や
浅羽 登志也 (1962年6月12日生) 57歳

重任

社外

独立

■所有する当社株式数
200株

■2018年度取締役会出席回数
14/14回(100%)

■取締役在任年数
3年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年4月	(株)リクルート入社
1995年4月	(株)インターネットイニシアティブネットワーク技術部長
1996年3月	IJ America Inc. Director
1997年9月	インターネットマルチフィード(株)取締役技術部長
1998年10月	(株)クロスウェイコミュニケーションズ技術企画部長
1999年6月	同社取締役
1999年6月	(株)インターネットイニシアティブ取締役Co-CTO
2004年6月	同社取締役副社長（2009年6月退任）
2004年6月	エヌ・ティ・ティレゾナント(株)取締役
2008年6月	(株)IJイノベーションインスティテュート代表取締役
2012年4月	(株)ストラトスフィア代表取締役
2015年6月	(株)IJイノベーションインスティテュート取締役（現任）
2015年6月	ガイアラボ(同)代表社員（現任）
2016年6月	当社社外取締役（現任）
2017年11月	(一社)日本品質管理学会代表理事副会長（現任）
2018年12月	(株)パロンゴ監査役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって日本のインターネットの立ち上げとサービスの構築に携わり、また、IT関連企業等においてCTOや代表取締役を務めるなど、ITのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の取引先である(株)インターネットイニシアティブの業務執行者でありましたが、2009年6月に同社を退職しているため、独立性は保たれていると判断しております。

招集
通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

7

で
ぐち
出口

きょう
こ
恭子

(1965年12月12日生) 53歳

重 任

社 外

独 立

女 性

■所有する当社株式数

300株

■2018年度取締役会出席回数

14/14回(100%)

■取締役在任年数

3年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社
1998年 2 月	ディズニー・ストア・ジャパン(株)プランニングシニアディレクター
1999年 2 月	同社シニアファイナンスディレクター
2001年 3 月	日本G E プラスチックス(株)取締役CFO
2004年 4 月	Janssen Pharmaceutica (現Ortho Neurologics) (米国) プロダクト・ディレクター
2005年 9 月	Janssen-Cilag Pty Ltd. (オーストラリア) 消化器領域・疼痛・OTC事業部門本部長
2007年 1 月	ヤンセンファーマ(株)マーケティング本部副本部長
2009年 8 月	日本スライカー(株)取締役グローバルマーケティングバイスプレジデント
2012年 1 月	同社代表取締役社長
2013年 3 月	(株)バルシステム24専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌
2014年 3 月	アッヴィ(同)社長
2014年 7 月	日本スキー場開発(株)社外取締役（現任）
2015年 2 月	医療法人社団色空会最高執行責任者
2015年 4 月	ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授（現任）
2016年 3 月	クックパッド(株)社外取締役
2016年 6 月	当社社外取締役（現任）
2017年 8 月	医療法人社団色空会副院長（現任）

■社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって多岐にわたる事業法人においてファイナンス業務に携わり、また、CFOや代表取締役を務めるなど、ファイナンスのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者とししました。

候補者番号

8

か ま た
鎌 田

じ ゅ ん い ち
淳 一

(1953年11月28日生) 65歳

重 任

社 外

独 立

■所有する当社株式数

200株

■2018年度取締役会出席回数

(2018年6月20日就任以降の回数)

11/11回(100%)

■取締役在任年数

1年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月	日立金属㈱入社
1992年 1 月	HMT Technology Inc. (米国) CFO
1999年 5 月	LET Inc. (フィリピン) 管理部長
2000年11月	Hitachi Metals America (米国) 副社長兼CFO
2005年 1 月	日立金属㈱人事総務部長
2008年 4 月	同社事業役員経営企画室長
2011年 4 月	同社事業役員配管機器カンパニープレジデント
2014年 4 月	同社事業役員常務 Hitachi Metals America (米国) 社長兼CEO
2015年 6 月	同社取締役
2018年 6 月	当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

同氏は、日立金属㈱において、人事総務部長、経営企画室長、取締役等を歴任し、長年にわたって経営の中枢に携わり、企業経営のスペシャリストおよび経営者として広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって浅羽登志也氏が3年、出口恭子氏が3年、鎌田淳一氏が1年となります。
4. 当社は、宮下真弘氏、浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する金額としており、4氏の重任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であるとともに、新たに川瀬浩一氏の選任が承認された場合は、同氏との間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として同取引所に届け出ております。3氏の重任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 多田総一郎氏および近田剛氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役橋本良氏は任期満了となりますので、同氏の重任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

は し も と
橋本

りょう
良 (1959年12月6日生) 59歳

重 任	■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
■所有する当社株式数 一株	1982年 4 月 住友商事㈱入社 1996年12月 英国住友商事会社（ロンドン） 2000年 6 月 ベネルックス住友商事会社（ブラッセル） 2008年 9 月 住友商事㈱秘書部長 2011年 6 月 同社フィナンシャル業務部長 2013年 3 月 同社コーポレート経理部長 兼フィナンシャル・リソースズグループ長付兼住友商事フィナンシャルマネジメント㈱
■2018年度取締役会出席回数 14/14回（100%）	2015年 4 月 同社コーポレート経理部長兼住友商事フィナンシャルマネジメント㈱ 2016年 6 月 当社常勤監査役（現任）
■2018年度監査役会出席回数 13/13回（100%）	
■監査役在任年数 3年（本総会終結時）	■監査役候補者とした理由 同氏は、住友商事㈱において、フィナンシャル業務部長、コーポレート経理部長等を務めるなど、長年にわたって経理・財務に携わり、また、2016年からは当社常勤監査役を務めています。これらによって培った経理・財務に関する専門的知識とマネジメント経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者となりました。

- （注） 1. 橋本良氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、橋本良氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する金額としており、同氏の重任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。
3. 橋本良氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

い か だ い

ま こ と

筏井 誠

(1954年3月30日生)

65歳

社 外

独 立

■所有する当社株式数
一株

■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1977年 4 月	住友商事(株)入社
1989年 9 月	同社ジャカルタ事務所長代理
2002年12月	(株)マミーマート取締役財務部長
2004年10月	住友商事(株)消費流通事業部長
2012年 6 月	同社退職
2012年 6 月	当社常勤監査役（社外監査役）

■補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、2012年6月から4年間、当社の常勤監査役（社外監査役）として、経営に関し独立した立場から意見を述べ、職責を十分に果たされるなど、内部監査、財務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であると判断し、当社の補欠社外監査役候補者としてしました。

■補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

同氏は、住友商事(株)を2012年6月に退職しております。同社は2016年4月から当社親会社となっておりますが、同氏の退職後であり、また、本総会日時点において、同氏が同社を退職してから6年以上を経過していることから、独立性は保たれていると判断しております。

- (注) 1. 筏井誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 筏井誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、筏井誠氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する金額とします。
4. 筏井誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

当社取締役に対する譲渡制限付株式付与に伴う報酬枠の設定 および役員報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月26日開催の第17回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的なモチベーションの向上および株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬として、現行の取締役の報酬等の額とは別枠で金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）を支給したいと存じます。その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役および親会社からの派遣取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給いたしません。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

これに伴い、現行の取締役の報酬等の額につきましては、従来ご承認いただいた年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）から、上述した譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権額と同額の年額3,000万円を減額し、年額2億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とさせていただきます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年28,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対

象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任または退職した直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間の満了前に上記(2)に定めるいずれの地位をも退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が、役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由以外の理由により、上記(2)に定める地位のいずれをも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該

組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

以 上

（ご参考）取締役・監査役の選任基準および独立性の基準

取締役・監査役の選任基準および独立性の基準については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、以下のとおり定めております。

【取締役の選任基準】

取締役については、TG ビジョン（わたしたちの目指す姿）「新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します」、TG ミッション（わたしたちの使命）並びにTG アクション（わたしたちの行動指針）から成る企業理念を深く理解し、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に向けた迅速かつ適切な意思決定が行える、以下のような人材を候補者とする。

① 取締役（社内）

取締役（社内）は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を兼ね備えたものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

② 社外取締役

社外取締役は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、業務執行の監督および出身分野や企業経営における広範な知識・経験に基づく外部的視点からの助言が行えるものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

【監査役の選任基準】

監査役については、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力、業務上の専門的知識とマネジメント経験を持ち、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に資すると判断されるものを候補者とし、国籍・性別等は問わない。特に独立社外監査役については、法律・会計・企業経営等における高度な専門知識と豊富な経験を有するものを候補者とする。

【独立性の基準】

当社は、次の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断する。

1. 当社、当社の連結子会社および持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者であるもの、または過去において業務執行者であったもの
2. 当社の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの、または過去5年間において当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であったもの
3. 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者、または過去3年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは、取引先の直近の事業年度における年間総売上高の2%以上の取引）
4. 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者、または過去3年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは、当社グループの直近の事業年度における年間連結総売上高の2%以上の取引）

5. 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体に属するもの）、または過去3年間においてこれに該当していたもの
6. 当社グループの主要借入先もしくはその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているもの）、または過去3年間においてこれに該当していたもの
7. 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去5年間においてこれに該当していたもの
8. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者であるもの）、または過去3年間においてこれに該当していたもの
9. 当社の会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、または過去3年間において当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
10. 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの
11. 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であるもの
12. 当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、または過去3年間において、当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの
13. 上記2から10のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
14. 当社の社外役員として任期が8年を超えているもの
15. 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

(添付書類)
事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策、日銀の金融緩和策の継続等を背景に、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調が続いております。一方、今後の景気については、2019年10月に予定されている消費税率の引上げや、米中の貿易摩擦による中国経済の減速、英国の欧州連合（EU）離脱を巡る混迷等の影響により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）の主な事業分野である携帯電話等販売市場では、通信事業者による様々な料金プランの提供、サブブランドやMVNO（仮想移動体通信事業者）の普及により、お客様の選択肢が広がりました。そのため通信事業者はポイントサービスやコンテンツの充実、スマートフォンを利用した決済サービスへの参入等、自社の長期的な顧客基盤の維持・拡大に取り組んでおります。

このような事業環境下、当社グループの携帯電話等販売台数は、一部販路における商流の変更や新機種の販売が想定を下回ったこと、ならびに政府が携帯電話料金の引き下げ余地について言及したことにより、買い控えが生じた結果、412万台と前期を下回りました。

当社では全社的な生産性向上に取り組んでおり、店舗スタッフのシフト作成ツール・販売分析ツールの導入や、RPA（Robotic Process Automation）の活用等、職場のICT化を進めております。また、M&Aを含む案件の発掘、事業開発等、新たな収益基盤の構築を推進しております。さらに従業員のワークライフバランス推進や、「こころ」と「身体」の健康維持・増進を積極的に支援する健康経営を進めております。

当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、売上高5,269億29百万円（前期比4.7%減）、営業利益153億82百万円（同6.4%増）となりました。当社グループでは、2017年12月に(株)クオカードを子会社化したことに伴い、前第4四半期（2018年1～3月）より同社損益を連結しております。当連結会計年度において、営業外収益にカード退蔵益50億87百万円を計上した結果、経常利益205億93百万円（同34.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益138億42百万円（同36.2%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、セグメント利益を営業利益から親会社株主に帰属する当期純利益に変更しております。これに伴い、前期比につきましては、前連結会計年度の業績を組み替えて比較しております。

【モバイル事業】

モバイル事業においては、上記のとおり、販売台数は前期を下回りました。

利益面においては、お客様一人当たりの販売単価の上昇に取り組み、端末販売とともに、光回線をはじめとした各種サービスやセキュリティ関連のコンテンツ・アクセサリ等のスマートフォン関連商材の提供を通じて収益性を向上させました。一方、キャリアショップの強化・拡充やMVNOショップの新設等の店舗への投資と社員の採用・教育等、将来を見据えた人財投資を推進し、店舗力強化を図りました。併せて、来店予約の積極案内による待ち時間削減、スマホ教室の実施等、お客様に繰り返しご来店いただける店舗作りに取り組んでおります。

この結果、売上高は4,526億35百万円（前期比5.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は88億67百万円（同17.3%増）となりました。

【ソリューション事業】

法人向けモバイルソリューションにおいては、企業の積極的なICT投資の追い風を受け、業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を積極的に提案し、前期に比べ端末販売台数は増加いたしました。当社では、グループ各社と連携し、パソコンまで含めたスマートデバイスの調達、導入から、保守・運用支援、廃棄までの一連のライフサイクルを管理・サポートするLCM（Life Cycle Management）事業の強化に取り組んでおります。また、2019年3月におけるPCテクノロジー(株)の完全子会社化を含むM&Aの実施、社内異動等によるソリューション事業の人員の大幅な増加、スキルの高い社員の経験とノウハウを生かしたソリューションスーパーバイザー制度の導入等、ソリューション事業をさらに強化いたしました。

この結果、売上高は265億23百万円（前期比7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億89百万円（同29.5%増）となりました。

【決済サービス事業他】

決済サービス事業においては、コンビニエンスストア等の既存販路の再編による影響が終息し、また、第2四半期連結会計期間より大手販路と新たにギフトカード商材の取引を開始したことにより、前期比で取扱高が増加いたしました。

海外での決済サービス事業においては、シンガポールでのギフトカード事業およびハウスカード事業が順調に推移しております。タイにおいては、取引を開始した顧客に対するハウスカードの販売が軌道に乗り、取扱高が伸長しております。

連結子会社である(株)クオカードでは、ギフトとしての「QUOカード」ブランドが全国的にさらに浸透したことにより、大口での販促利用や株主優待等、法人ギフト需要が喚起され、既存の「QUOカード」の発行額が拡大し、過去最高となりました。同社では2019年3月よりデジタル版QUOカード「QUOカードPay」のサービスを開始し、既存の「QUOカード」とともに一層の発行拡大を図っております。一方で「QUOカードPay」の早期サービス開始により一過性の費用を期末に計上し、営業減益となりました。

当社においては、法人顧客への拡販や、「QUOカード」が使える販路・直営ショップ数を増大させる等、「QUOカード」の発行額と利用額の拡大に取り組みました。

その他の事業においては、2018年8月に子会社化した(株)モデル・ティが、(株)NTTドコモの、ドコモショップにおける太陽光発電設備導入にむけた事業パートナーの1社に選ばれました。(株)モデル・ティは当社の直営店をはじめとして、太陽光発電システムの設置等、ドコモショップの災害対策強化に取り組んでおります。

この結果、売上高は477億70百万円（前期比5.7%減）となりました。なお、上記のとおり営業外収益にカード退蔵益50億87百万円が計上された影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益は32億86百万円（同153.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社および連結子会社の設備投資の総額は20億91百万円で、その主なものは次のとおりであります。

【モバイル事業関連】

モバイル事業関連では、携帯電話端末のさらなる販売強化の一環として、主に全国の携帯電話販売ショップの改装費・調度品の購入代金等に総額13億58百万円投資いたしました。

【システム関連】

営業システムの強化、システムインフラ整備等に5億68百万円投資いたしました。

【その他】

事務所改装・什器備品の入替等に1億64百万円投資いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

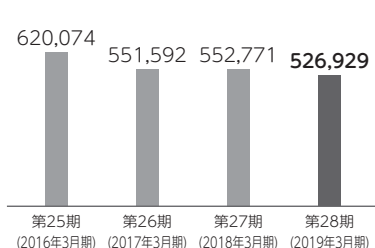
該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

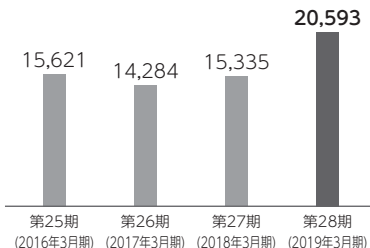
売上高

(単位：百万円)

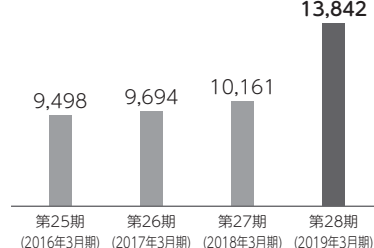


経常利益

(単位：百万円)

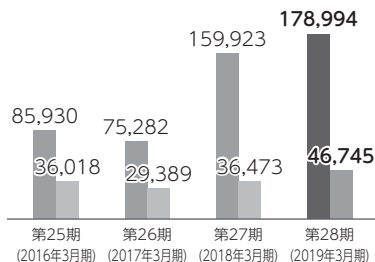


親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



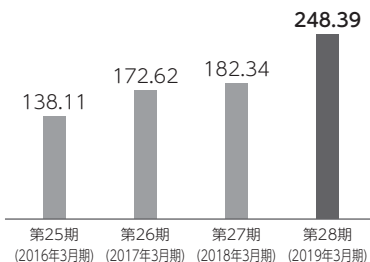
総資産/純資産

(単位：百万円)



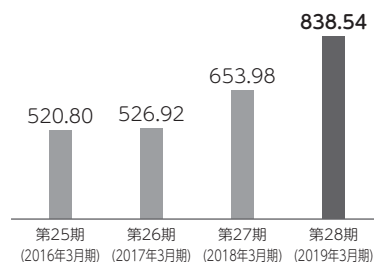
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区 分	第25期 (2016年3月期)	第26期 (2017年3月期)	第27期 (2018年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売上高 (百万円)	620,074	551,592	552,771	526,929
経常利益 (百万円)	15,621	14,284	15,335	20,593
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	9,498	9,694	10,161	13,842
1株当たり当期純利益 (円)	138.11	172.62	182.34	248.39
総資産 (百万円)	85,930	75,282	159,923	178,994
純資産 (百万円)	36,018	29,389	36,473	46,745
1株当たり純資産額 (円)	520.80	526.92	653.98	838.54
自己資本比率 (%)	41.7	39.0	22.8	26.1
自己資本利益率 (%)	29.3	29.7	30.9	33.3

（第25期）モバイル事業は、顧客獲得競争の沈静化等による販売台数の減少に伴い、売上高は減少いたしました。スマートフォン関連商材の拡販による販売単価引き上げの取り組みと、効率的な店舗運営や販売スタッフの教育等による生産性向上に努めた結果、営業利益は増加いたしました。ソリューション事業は、ビジネスモデルの変化に伴う従来型FTTH等の光回線サービスの販売減少と、システム刷新等の戦略的な投資の実施に伴い、売上高および営業利益は減少いたしました。決済サービス事業他は、商品構成の変化により売上高は減少いたしました。海外事業の業績改善等により営業利益は増加いたしました。この結果、売上高は6,200億74百万円、経常利益は156億21百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は94億98百万円となりました。

（第26期）モバイル事業は、過度な販売競争の沈静化による販売台数の減少と、移転・大型化等の店舗拡充および販売スタッフの教育・研修を推進する等CS向上に取り組んだ結果、売上高および営業利益は減少いたしました。ソリューション事業は、法人向けモバイルソリューションにおいて端末の大口需要が減少したこと、固定回線系商材において将来的な投資を先行して実施したことにより、売上高および営業利益は減少いたしました。決済サービス事業他は、商品構成の変化により売上高は減少いたしました。ギフトカードの販売は好調に推移いたしました。また、海外事業においても堅調に推移いたしました。しかしながら、前期に計上された一過性の収益の影響により営業利益は減少いたしました。この結果、売上高は5,515億92百万円、経常利益は142億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は96億94百万円となりました。

（第27期）モバイル事業は、新機種の発売や新たな料金プランと廉価版端末等の提供による販売台数の増加と、光回線サービスやセキュリティ関連コンテンツ、スマートフォン関連商材の提供等、付加価値提案力を高め、収益性向上に取り組んだ結果、売上高および営業利益は増加いたしました。ソリューション事業は、法人向けモバイルソリューションにおいて業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を提案したこと、固定回線系商材において新たなパートナー企業の発掘や既存再卸先の育成等の販売力強化に取り組んだ結果、売上高および営業利益は増加いたしました。決済サービス事業他は、商品構成の変化に加え既存販路の再編により取扱高は減少いたしました。また、海外事業においては底堅く推移いたしました。この結果、売上高は5,527億71百万円、経常利益は153億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は101億61百万円となりました。

（第28期）1. (1) ①「事業の経過および成果」に記載のとおりです。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
住友商事(株)	219,449百万円	41.89%	携帯電話等の販売および管理業務等において取引があります。

(注) 当社の筆頭株主である住友商事(株)は当社に対する議決権の割合が50%以下であるものの、当社取締役会の構成員の過半数が住友商事(株)の出身者で構成されていることから、実質支配力基準により、当社の親会社に該当しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)クオカード	1,810百万円	100.00%	カード(プリペイド式等)の発行・精算業務 カードおよびカード関連機器の販売ならびに保守業務
日本ワムネット(株)	200百万円	97.52%	デジタルコンテンツのネットワーク・マネージメント・サービスプロバイダ、FAXサーバソフトウェアの開発・販売

(4) 対処すべき課題

① 全社的な課題と取り組み

当社グループを取り巻く環境は、急速に変化しています。スマートフォンの普及とともに場所・時間を問わないコネクティビティーが実現し、コミュニケーション、情報取得、購買などの手段が大きく変わりました。それに対応し、過去の常識を超えたビジネスが続々と誕生する中、顧客獲得の覇権を目指した主要IT企業各社の競争は激化し、業界を超えた連携も始まっています。一方、我々の主業である日本の携帯電話販売の業界では、2019年10月の端末販売に関する法改正と新通信事業者誕生で、業界を動かす大きなうねりが起こり始めています。

このような環境下、当社グループは携帯電話等販売事業においては、業界のリーディングカンパニーとして、パートナー代理店とともに、新たな販売環境に迅速に対応し、この変化を乗り越えていきます。同時に、前期から掲げている「ICT周辺総合事業会社」へと変革を進め

てまいります。全国にある直営キャリアショップ・営業拠点、多彩なビジネスモデル、広範な取引関係といった、アナログの強みを最大限活かしつつ、自社のデジタルサービスへの投資も加速、グループ内事業の連携を図りながら、新たなビジネスに果敢に挑戦してまいります。

② 各事業ごとの課題と取組み

モバイル事業においては、前述した電気通信事業法の改正の影響で、携帯電話端末の販売台数の減少が予想されています。また、新通信事業者の参入に加え、5Gの導入準備など、事業環境の大きな変化が想定されます。

当社グループにおきましては、直営キャリアショップを、「携帯電話端末販売の場」から「サービスなどの価値提案の場」としての機能を一層高めるための店舗力強化に努めます。具体的には、丁寧でよりわかりやすい接客を徹底し、店頭での電話教室やIoTデモンストレーションの内容を充実させるとともに、専用スペースを積極的に確保するような店舗作りに取り組みます。また、直営キャリアショップの新設や移転・改装等の店舗施設自体への投資と、販売スタッフの教育制度など人材投資も強化いたします。さらに、セキュリティ関連のコンテンツやアクセサリー等の提供も引き続き行います。同時に、前期より獲得を開始した当社初の自社コンテンツ「みんなの暮らしラボ」等、独自の取り組みも推進してまいります。

ソリューション事業においては、業務効率化のためのビジネスツールとしてスマートデバイスを導入する企業数が引き続き増加しています。働き方改革の追い風もあり、スマートデバイスとその関連サービスを導入するケースは一層増加することが予想されます。一方、スマートデバイスを取りまく情報セキュリティへの脅威は深刻化しつつあり、導入企業におきましては万全のセキュリティ対策が求められています。

これらの状況に対応し、当社では、グループ各社と連携し、LCM事業のさらなる強化に取り組み、企業に最適なスマートデバイスを提供してまいります。また、このLCM事業を核に、子会社・グループ会社・パートナー企業との連携を活かし、総合的な提案力を強めてまいります。具体例として、IoTを活用したソリューションを提供するベンチャー企業への出資を通じ、人手不足問題に悩む小売・飲食店業界に対する営業を強化してまいります。セキュリティ対策としては、新たなセキュリティサービスの取り扱いを開始し、企業が安全に安心してスマートデバイスを利用できる環境の構築を進めます。

ソリューション事業のうち、ネットワーク（固定回線）事業におきましては、引き続き独自ブランド「TG光」を軸としたストック収益の拡大に努め、ソリューションサービスと光回線サービスを組み合わせた総合的な提案力を発揮してまいります。また、営業支援システムの導入・活用による生産性の向上にも注力いたします。

決済サービス事業他においては、既存のギフトカード市場は引き続き堅調に推移すると予測されます。また、スマートフォンを利用した決済サービスが多く開始されていることから、キャッシュレス決済金額は今後増加していくことが見込まれます。

当社グループでは、引き続きコンビニエンスストア向けのPINおよびギフトカード販売において、発行高の拡大に努めてまいります。さらに、新たに保有したデジタルコード配信サーバによりコンビニエンスストア以外の法人向けデジタルコード販売へと事業の拡大を目指します。

また、連結子会社である(株)クオカードでは、依然として人気の高い既存の「QUOカード」の発行額の拡大に引き続き努めます。同時に、デジタル版QUOカードである「QUOカード Pay」の発行額の拡大を図るべく販売促進に取り組み、伸長するデジタルギフトマーケットにおいても、既存の「QUOカード」に匹敵する地位を確保し、新たな収益基盤とするべく投資を加速してまいります。

海外での決済サービス事業においては、シンガポールをはじめ、タイやマレーシアにおいてもギフトカードおよびハウスカード事業の販路の拡大を引き続き推進いたします。また、新たにベトナムへの進出も準備しています。

③ ダイバーシティ

当社グループの持続的成長と新たな価値創出のためには、ダイバーシティの尊重が必要不可欠であることから、ダイバーシティ経営に積極的に取り組んでいます。ダイバーシティ&インクルージョン推進チームを中心に、販売スタッフの約7割を占める女性社員の活用や障がい者の採用・定着支援、育児・介護と仕事の両立支援等を推進しています。このような取り組みの結果、当社が目標とする女性管理職比率10%を達成し、「女性活躍推進法」の基準を満たす優良企業として、「えるぼし」の最高位を取得しました。また、障がい者雇用比率についても、設立以来常に法定基準を上回る水準で推移しており、2019年3月末には2.6%（法定雇用率2.2%）となりました。今後も、年齢・性別・国籍・障がいの有無等に捉われず、多様な背景や価値観を持つ「人財」を尊重することで、全社的なパフォーマンス最大化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分	事業内容
モバイル事業	コンシューマ向け携帯電話等の通信サービスの契約取次、携帯電話等の端末および関連商材の販売等
ソリューション事業	法人顧客向け携帯電話およびソリューションサービス等の契約取次・販売、ネットワークマネジメントサービス事業等、固定回線サービスの契約取次・提供等
決済サービス事業他	PIN販売システムを利用した電子マネーの流通事業、ギフトカード販売事業、プリペイドカード事業、海外事業等

(6) 主要な営業所（2019年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
西日本支社 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
東海支社 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
九州支社 福岡県福岡市博多区祇園町7番20号
北海道支店 北海道札幌市中央区大通西八丁目2番地
東北支店 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
新潟支店 新潟県新潟市中央区上所一丁目1番24号
長野支店 長野県長野市栗田991番地1
北陸支店 石川県金沢市広岡三丁目1番1号
中国支店 広島県広島市中区中町8番12号
四国支店 香川県高松市番町一丁目1番5号

② 子会社

(株)クオカード 本社 東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号
日本ワムネット(株) 本社 東京都中央区新川一丁目5番17号

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,884名	314名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員2,435名（前連結会計年度比209名減）は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて314名増加したのは、主として当社の臨時雇用者を正社員登用したこと、および当社直営ショップの増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,725名	332名増	36.5歳	9.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員2,388名（前事業年度比213名減）は含んでおりません。

2. 使用人数が前事業年度末と比べて332名増加したのは、主として当社の臨時雇用者を正社員登用したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
(株) 三菱UFJ銀行	1,375
(株) 三井住友銀行	1,125
三井住友信託銀行(株)	1,125
(株) みずほ銀行	875
(株) 肥後銀行	116

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 79,074,000株
- ③ 株主数 10,474名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友商事(株)	23,345,400株	41.89%
(株)光通信	11,933,400株	21.41%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,825,400株	3.27%
(株)ブロードピーク	1,509,300株	2.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	1,473,400株	2.64%
ティーガイア従業員持株会	768,200株	1.37%
GOVERNMENT OF NORWAY	741,058株	1.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口9）	525,900株	0.94%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	480,183株	0.86%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	433,731株	0.77%

(注) 1. 当社は、自己株式を23,345,828株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第178条の規定に基づき、2019年4月25日付取締役会決議により自己株式23,000,000株を2019年5月24日付で消却することを決定いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 要 当 な 兼 お 職 の 状 び 況
代表取締役会長	澁 谷 年 史	(一社)全国携帯電話販売代理店協会代表理事会長
代表取締役社長	金 治 伸 隆	執行役員社長
取 締 役	多 田 総 一 郎	副社長執行役員 CFO 主計・財務・精算、IT、リスク管理、物流担当
取 締 役	近 田 剛	専務執行役員（㈱クオカード代表取締役社長）
取 締 役	宮 下 真 弘	住友商事㈱スマートプラットフォーム事業本部長
取 締 役	浅 羽 登 志 也	ガイアラボ(同)代表社員 (一社)日本品質管理学会代表理事副会長
取 締 役	出 口 恭 子	医療法人社団色空会副院長 日本スキー場開発㈱社外取締役
取 締 役	鎌 田 淳 一	
常 勤 監 査 役	奥 谷 直 也	
常 勤 監 査 役	橋 本 良	
監 査 役	蒲 俊 郎	城山タワー法律事務所代表弁護士 ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱社外監査役 ㈱ケイブ社外監査役 桐蔭法科大学院法科大学院長 ㈱ヒアラ社外監査役 ㈱J. S c o r e社外監査役
監 査 役	北 川 哲 雄	公認会計士

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 2018年11月30日をもって、取締役福岡徹氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は中国住友商事グループ（上海（SHANGHAI））上海住友商社会社事務従事および(一社)全国携帯電話販売代理店協会監事でありました。
2. 取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏および取締役鎌田淳一氏の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の2氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役橋本良氏および監査役北川哲雄氏の3氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役奥谷直也氏は、中小企業診断士の資格を有しております。
 - ・常勤監査役橋本良氏は、長年にわたり親会社である住友商事(株)において経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役北川哲雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 当社は、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
7. 当社と取締役宮下真弘氏、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏および取締役鎌田淳一氏の4氏ならびに常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役橋本良氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する金額としております。なお、2018年11月30日をもって辞任いたしました取締役福岡徹氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

② 取締役および監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (4)	162百万円 (24)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	57 (11)
合 計	12	220

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第17回定時株主総会において年額3億円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第17回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数 /開催回数	出席率 (%)	出席回数 /開催回数	出席率 (%)
取締役 浅羽 登志也	14/14	100.0	—	—
取締役 出口 恭子	14/14	100.0	—	—
取締役 鎌田 淳一	11/11	100.0	—	—
監査役 蒲 俊 郎	14/14	100.0	13/13	100.0
監査役 北 川 哲 雄	14/14	100.0	13/13	100.0

(注) 各社外取締役および各社外監査役の出席回数および出席率は、それぞれの在任期間中に開催された取締役会または監査役会に対する出席回数および出席率を表示しております。

ロ. 発言状況

- ・取締役浅羽登志也氏は、情報通信産業についての見識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。
- ・取締役出口恭子氏は、長年の多様な企業経営で培った経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。
- ・取締役鎌田淳一氏は、日立金属㈱において取締役等として培った経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。
- ・監査役蒲俊郎氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- ・監査役北川哲雄氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額については、親会社の連結パッケージ等に基づく監査報酬が含まれております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外にIT統制に係るアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に解任いたします。

③ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

また、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築し、運用状況の確認をしております。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

- イ. 法令遵守および倫理維持（「コンプライアンス」）を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、全ての役職員に遵守を求める。
- ロ. チーフコンプライアンスオフィサー（委員長）を設置し、社長および役付執行役員等を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を「コンプライアンス委員会規程」に基づき随時開催するとともに、その下部実行組織としてコンプライアンス推進部を設置し、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図る。
- ハ. コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。
- ニ. コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士および第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。
- ホ. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ヘ. 法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に監査を行い会社経営に対する影響の評価分析を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ロ. 取締役および監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループの事業活動に係る様々な損失の危険（「リスク」）の管理とそれらリスクの顕在化を未然に防止する目的で、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、リスク発生時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」等を制定し、リスクの種類に応じ所管責任部署を定めている。また、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。
- ロ. 当社グループの各組織の長は、「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、事業の履行に伴うリスクを管理する。
付与された権限を越える事業を行う場合は「職務権限規程」等に定める稟議申請・報告手続きを行い、許可された当該事業の履行に係るリスクを管理する。
- ハ. 内部監査部は、「内部監査規程」に従い、当社の本部・支社および部・支店ならびに当社子会社において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督する。また、取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲内とする。
- ロ. 経営会議を設置し、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行う。また、経営会議メンバー相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図る。
- ハ. 執行役員制度：経営における「意思決定ならびに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能とを分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定める責務を遂行する。

- 二、本部・支社および部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長および部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を実践させる。また、本部・支社および部・支店を採算単位とすることで、本部・支社における経営状況の透明性を確保する。
- ホ、稟議申請・報告制度：職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保する。権限を越える事項の実施については、管理部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受ける。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ、子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業と最も関係が深い事業を担当する本部・支社および部・支店等が所轄責任部署となり、子会社の営業成績・財務情報その他の重要な情報について定期的に報告を求め、子会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するとともに、「関係会社管理規程」に基づく事項および「内部監査規程」に基づく監査の結果について報告を求める。また、出資者として適切な意思表示を子会社の経営者に対して行う。
- ロ、グループ企業全体としてのコンプライアンス体制構築と運用を行い、必要に応じて外部の法律事務所にアドバイスを受ける体制を整備する。また当社グループの役職員に対し、年一回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ハ、「関係会社管理規程」において子会社における職務権限、指揮命令系統を定めて、これに準拠した体制を構築させる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が監査役の職務を補助する職員を必要とする場合、代表取締役に対して監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した職員を配置することを要請できるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 前号により配置される職員に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役からの指揮命令は受けないものとする。また、前号により配置される職員の独立性・実効性を確保するため、当該職員の人事評価や人事異動、懲戒等に関しては、代表取締役が常勤監査役の同意を得た上で決定する。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、およびその他の重要な会議に出席することができる。
 - ロ. 監査役は、重要関係書類等の閲覧および当該資料の提出を要求できる。
 - ハ. 監査役は、随時必要に応じ、当社グループの役職員からの報告を受けることができる。
- 二. 監査役は、子会社の往査ならびに子会社の監査役との日頃の連携を通して、子会社管理の状況の監査を行う。
- ホ. 取締役および当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、以下の事態については、監査役会または監査役会が指名する監査役（以下、「特定監査役」）に対して、報告を行う。
- ・ 会社に著しい損害や重大なコンプライアンス違反が発生した場合および発生のおそれがある場合
 - ・ 特定監査役が報告を求めた事項、その他監査上必要と判断される事項（例、後発事象）
 - ・ 「コンプライアンス報告・相談規程」において、当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に直接通報をすることができる旨を定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ. 取締役は、監査役の職責等を明確にした監査役監査基準を熟知し、監査役監査の重要性等を十分認識する。また、監査の環境整備を行う。
 - ロ. 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部より内部監査の計画および結果について適時報告を受け、効率的な監査に資する。
 - ハ. 監査役は、会計監査人との定期的会合の開催や期末実地監査への立会い等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、監査活動の効率化、質的向上に努める。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

取締役会は、独立社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、独立社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は毎月開催し、活発な意見交換・協議を実施することで、法令および定款等に定められた重要事項および当社の経営方針・戦略等の迅速な意思決定を行っております。

② 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社各部門、支社・支店および直営キャリアショップへの往査、主要経営幹部に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、子会社の代表取締役との意見交換などを行っております。

また、内部監査部門や会計監査人等との情報・意見交換により緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長や独立社外取締役との定期的な意見交換会を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

③ コンプライアンスに関する事項

当社は、当社グループの法令遵守および倫理維持を業務遂行上の最重要事項の一つとして位置づけ、コンプライアンス委員会を2か月ごとに定期的に開催し、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。同委員会の討議に基づき、啓発活動の一環として、全役職員およびパートナー代理店社員を対象としたeラーニングによる研修、新入社員向けの研修、各拠点の事情に合わせたコンプライアンス専任者による店舗従業員向けの研修等のコンプライアンス研修を実施し、また、定期的に全社にコンプライアンスに関する啓発活動を行っております。

また、当社が設置した複数の報告・相談ルート of 積極的運用、全社員を対象とするコンプライアンス意識調査、取引先等を対象とするアンケート等によりコンプライアンスリスクの早期発見と対応に努めております。

④ リスク管理に関する事項

リスクを能動的にコントロールし、企業価値を維持・拡大することを目的に「リスク管理規程」を定めており、リスク管理委員会を原則年2回開催しております。

当社グループは、リスクの把握や予防に努めるとともに、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築しております。

⑤ 子会社管理に関する事項

子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づく重要事項については、出資者として適切な意思表示を行っております。

また、営業成績・財務情報についても、所轄責任部署より定期的に報告を受けております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況に鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目処として利益還元を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり38.5円にて付議させていただき、年間配当金につきましては、昨年12月の中間配当金36.5円と合わせ、1株当たり75円（前期比20円増配）となる予定です。

なお、内部留保資金の使途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人材育成、戦略的投資、新規事業や海外市場への進出等に充当する方針であります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	159,486
現金及び預金	27,672
受取手形及び売掛金	24,600
商品	32,531
貯蔵品	98
未収入金	13,178
差入保証金	60,050
その他	1,434
貸倒引当金	△78
固定資産	19,508
有形固定資産	3,679
建物及び構築物	2,309
機械装置及び運搬具	4
器具及び備品	1,011
土地	304
リース資産	47
建設仮勘定	2
無形固定資産	3,507
のれん	1,874
ソフトウエア	1,239
その他	392
投資その他の資産	12,321
投資有価証券	1,897
長期貸付金	44
繰延税金資産	5,107
敷金	4,398
その他	879
貸倒引当金	△4
資産合計	178,994

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	129,745
買掛金	9,941
1年内返済予定長期借入金	4,616
未払金	17,881
未払法人税等	6,166
賞与引当金	2,363
短期解約損失引当金	20
カード預り金	87,668
その他	1,087
固定負債	2,503
勤続慰労引当金	125
退職給付に係る負債	369
資産除去債務	1,594
その他	414
負債合計	132,249
(純資産の部)	
株主資本	46,493
資本金	3,154
資本剰余金	5,177
利益剰余金	59,688
自己株式	△21,526
その他の包括利益累計額	237
その他有価証券評価差額金	230
為替換算調整勘定	6
非支配株主持分	14
純資産合計	46,745
負債純資産合計	178,994

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		526,929
売上原価		455,981
売上総利益		70,948
販売費及び一般管理費		55,566
営業利益		15,382
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	7	
持分法による投資利益	49	
カード退蔵益	5,087	
その他	103	5,250
営業外費用		
支払利息	14	
店舗等解約違約金	18	
その他	6	39
経常利益		20,593
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社株式売却益	12	20
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	67	
減損損失	60	
投資有価証券評価損	20	163
税金等調整前当期純利益		20,450
法人税、住民税及び事業税	8,682	
法人税等調整額	△2,081	6,601
当期純利益		13,849
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		13,842

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,154	5,177	49,412	△21,526	36,217
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,566		△3,566
親会社株主に帰属する当期純利益			13,842		13,842
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	10,276	△0	10,276
当連結会計年度末残高	3,154	5,177	59,688	△21,526	46,493

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	225	8	△6	228	27	36,473
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,566
親会社株主に帰属する当期純利益						13,842
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	4	△2	6	8	△13	△4
当連結会計年度変動額合計	4	△2	6	8	△13	10,271
当連結会計年度末残高	230	6	－	237	14	46,745

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	90,275
現金及び預金	24,243
売掛金	24,170
商品	31,809
貯蔵品	93
前払費用	585
未収入金	8,827
その他	623
貸倒引当金	△78
固定資産	39,639
有形固定資産	3,452
建物	2,111
構築物	146
機械装置及び運搬具	4
器具及び備品	883
土地	304
建設仮勘定	2
無形固定資産	1,958
のれん	683
ソフトウエア	980
その他	294
投資その他の資産	34,228
投資有価証券	656
関係会社株式	25,590
長期貸付金	44
繰延税金資産	2,811
敷金	4,285
その他	845
貸倒引当金	△4
資産合計	129,914

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	82,952
買掛金	9,763
1年内返済予定長期借入金	4,616
未払金	11,413
未払法人税等	3,400
預り金	51,052
賞与引当金	2,244
短期解約損失引当金	20
その他	440
固定負債	2,429
勤続慰労引当金	125
退職給付引当金	350
資産除去債務	1,540
その他	412
負債合計	85,381
(純資産の部)	
株主資本	44,301
資本金	3,154
資本剰余金	5,640
資本準備金	5,640
利益剰余金	57,033
利益準備金	17
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	57,016
自己株式	△21,526
評価・換算差額等	230
その他有価証券評価差額金	230
純資産合計	44,532
負債純資産合計	129,914

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	344,483	
受取手数料	177,232	521,716
売上原価		
商品売上原価	345,248	
支払手数料	108,601	453,850
売上総利益		67,866
販売費及び一般管理費		51,350
営業利益		16,515
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	224	
受取保険料	36	
その他	51	315
営業外費用		
支払利息	65	
店舗等解約違約金	18	
その他	4	89
経常利益		16,741
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社株式売却益	32	41
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	66	
減損損失	60	
投資有価証券評価損	20	
関係会社株式評価損	113	275
税引前当期純利益		16,506
法人税、住民税及び事業税	5,422	
法人税等調整額	△195	5,226
当期純利益		11,280

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,154	5,640	5,640	17	49,302	49,320	△21,526	36,588
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△3,566	△3,566		△3,566
当 期 純 利 益					11,280	11,280		11,280
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	7,713	7,713	△0	7,713
当 期 末 残 高	3,154	5,640	5,640	17	57,016	57,033	△21,526	44,301

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	231	231	36,819
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△3,566
当 期 純 利 益			11,280
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	7,712
当 期 末 残 高	230	230	44,532

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社ティーガイア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 谷 和 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 士 直 和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーガイア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社ティーガイア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員	公認会計士	森	谷	和	正	Ⓔ
業務執行社員						
指定有限責任社員	公認会計士	福	士	直	和	Ⓔ
業務執行社員						

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

株式会社ティーガイア		監査役会	
常勤監査役	橋 本	良	㊞
常勤監査役	奥 谷	直 也	㊞
社外監査役	蒲	俊 郎	㊞
社外監査役	北 川	哲 雄	㊞

以 上

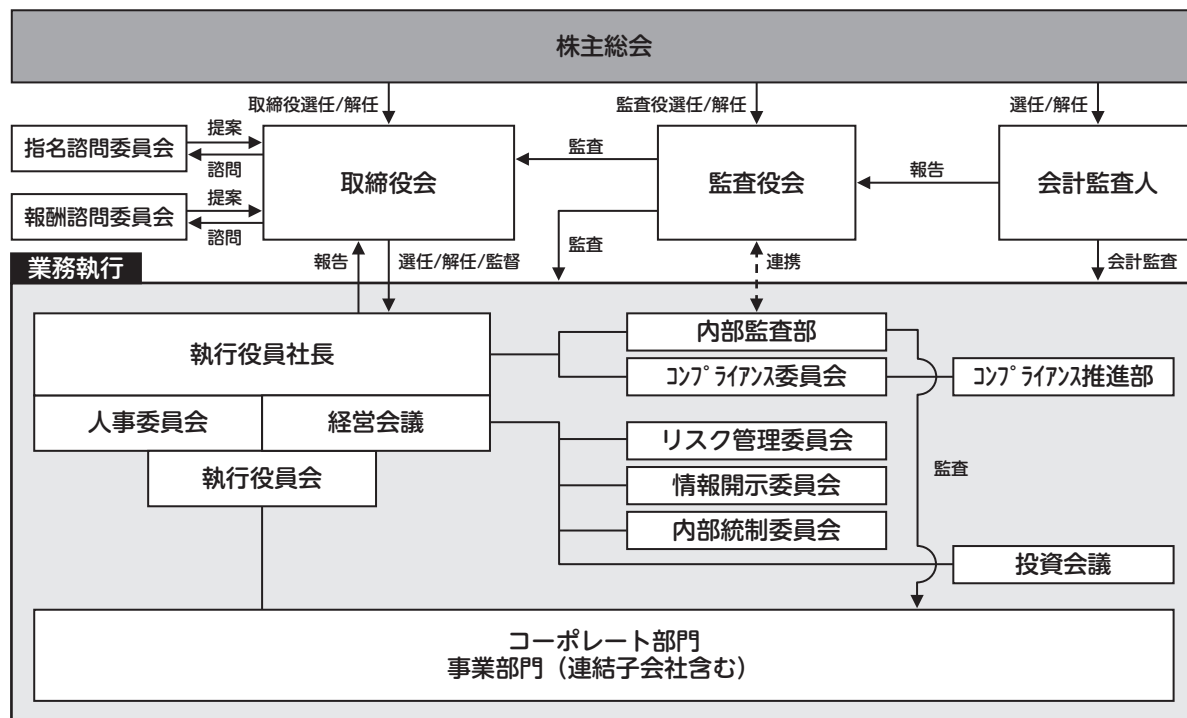
（ご参考）コーポレートガバナンスに関する取組の概要（2019年3月31日現在）

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えており、これらのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、当社ウェブサイトで開示しております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

【模式図】



【取締役会】

取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督しております。取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役8名（内、独立役員3名）で構成され、全監査役4名（内、独立役員2名）も出席し、毎月1回定時取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営を実現しております。

【監査役会】

当社の監査役4名のうち、社外監査役は2名（内、独立役員2名）であり、職歴や経験、専門的な知識等を生かして適法性の監査に留まらず、公正・中立な立場から経営全般に関する助言を行っております。

監査役会は、原則として月1回開催され、監査役4名が協議・報告等を行っております。また、常勤監査役2名が、取締役会や経営会議を始めとする社内の重要会議に出席し、経営方針の決定状況および取締役の職務執行状況を監視する体制となっております。さらに監査役は内部監査部および会計監査人との連携を適宜図り、意見交換および情報交換を通じて内部統制体制の強化に努めております。

【指名諮問委員会／報酬諮問委員会】

当社は、経営の透明性を高めるべく、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会は、取締役および常務執行役員以上の執行役員の選任・解任案を、報酬諮問委員会は取締役および執行役員の報酬案等を取締役会に対し提案することを目的としております。指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、社外取締役および代表取締役ならびに代表取締役社長が指名する取締役から構成され、委員は取締役会にて決定しております。

委員の構成（※は委員長）（2019年3月31日現在）

全委員6名

社内取締役3名	澁谷 年史	金治 伸隆（※）	宮下 真弘
社外取締役3名	浅羽 登志也	出口 恭子	鎌田 淳一

【取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会全体の実効性について、取締役および監査役に対するアンケートを実施し、第三者機関によって客観的な分析を行っております。また、その結果を踏まえ、取締役会メンバーにてディスカッションを行うことで、取締役会全体の自己評価を実施し、機能向上を図っております。なお、2017年度においては、取締役会の自己評価を実施した結果、当社の取締役会は適切に機能し、実効性を有していると判断しております。2018年度の結果については、本総会後に当社ウェブサイト（<https://www.t-gaia.co.jp/>）に掲載予定です。

株主優待のご案内

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式に対する中長期的な投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を実施しております。

当社株式をより多くの株主の皆様に継続的に保有していただくため、9月末および3月末時点で100株（1単元）以上を保有されている株主様を対象に、下記の通り年2回QUOカードを贈呈いたします。



保有期間 保有株式数	9月末日基準日		3月末日基準日		(参考) 年間総額	
	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上
100株以上 300株未満	1,000円分	2,000円分	1,000円分	1,000円分	2,000円分	3,000円分
300株以上	2,000円分	3,000円分	1,000円分	2,000円分	3,000円分	5,000円分

※1 保有期間1年以上の株主様とは、2017年3月末日以降、毎年9月末および3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3回以上連続して記載または記録された株主様といたします。

※2 保有株式数は、最新基準日現在の保有株式数にて判定し、途中の基準日の保有株式数については考慮いたしません。

TOPICS

● デジタル版QUOカード「QUOカードPay」のサービスを開始

当社子会社である株式会社クオカードは、2019年3月より、スマホ決済型デジタルギフト「QUOカードPay（クオ・カード ペイ）」のサービスを開始いたしました。

「QUOカードPay」は、30年以上にわたりギフトカードとして愛され続けている「QUOカード」の汎用性と知名度を生かした、簡単・便利にスマートフォンで使える気持ちが伝わるデジタルギフトです。

利用シーンの拡充と利便性向上を図るとともに、「心づかいに、心をつくそう」というブランド・メッセージのもと、多種多様な贈答ニーズに対応していきます。



● 「健康経営優良法人2019」～ホワイト500～に認定

当社は、経済産業省、日本健康会議が顕彰する「健康経営優良法人認定制度」※において「健康経営優良法人2019」に認定されました。

今後も、社員一人ひとりが働く喜びを実感し、いきいきと仕事に取り組むことができるよう、様々な健康施策を推進いたします。さらに、より多様な人財が最大限に力を発揮し、活躍できる職場環境づくりに努めてまいります。

※「健康経営優良法人認定制度」とは
地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。
詳細は、以下URLをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuruyouhouzin.html



2019
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

株主総会会場ご案内図

会 場	東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内） ウェスティンホテル東京 地下2階「ギャラクシールーム」 電話番号（03）5423-7000（代表）
交 通	J R 山手線、埼京線、湘南新宿ライン 恵比寿駅下車 東口 より 「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由 約15分 地下鉄 東京メトロ日比谷線 恵比寿駅下車 1番出口（JR方面） より 「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由 約18分

